

※処理事項	発信年月日	整理番号	事務所	区分	管理番号	申告区分
	通信日付印	確認				
令和 年 月 日		法人番号	この申告の基礎となる修正決定		申告年月日	
受付印		法人税の令和	年	月	日	再更正による
所在地	事業種目		期末現在の資本金の額又は出資金の額		兆 十億 百万 千 円	
(本県が支店等 の場合は本店 所在地と併記)	(電話)		()		()	
(ふりがな) 法人名	同上が1億円以下の普通法人のうち中小法人等に該当しないもの		非中小法人等			
(ふりがな) 代表者氏名	(ふりがな) 経理責任者氏名	期末現在の資本金の額及び 資本準備金の額の合算額		兆 十億 百万 千 円		
		期末現在の 資本金等の額				

令和 年 月 日から令和 年 月 日までの事業年度分の 道府県民税の 申告書

事業税	摘要	課税標準	税率(%)	税額	(使途秘密金税額等) 法人税法の規定によっ て計算した法人税額	①	兆 十億 百万 千 円
所得割	法第72条の2第1項第1号に掲げる事業				試験研究費の額等に係る 法人税額の特別控除額	②	
	所得金額総額 別表5⑳	㉘			還付法人税額等の控除額	③	
	年400万円以下の 金額	㉙	0.00	0.00	退職年金等積立金に係る 法人税額	④	
	年400万円を超え年 800万円以下の金額	㉚	0.00	0.00	課税標準となる法人税額	⑤	0.00
	年800万円を超える 金額	㉛	0.00	0.00	①+②-③+④	⑥	0.00
	計 ㉙+㉚+㉛	㉜	0.00	0.00	2以上の道府県に事務所又は事 業所を有する法人における課税 標準となる法人税額	⑦	0.00
	軽減税率不適用法人 の金額	㉝	0.00	0.00	法人税割額 (⑤又は⑥×100)	⑧	
	付加価値額総額	㉞			道府県民税の特定寄附金 税額控除額	⑨	
	付加価値額	㉟	0.00	0.00	税額控除超過額相当額の 加算額	⑩	
	資本金等の額総額	㊱			外国関係会社等に係る控除対 象所得税額等相当額の控除額	⑪	
	資本金等の額	㊲	0.00	0.00	外国の法人税等の額の控 除額	⑫	
収入割	法第72条の2第1項第2号に掲げる事業				仮装経理に基づく法人税割 額の控除額	⑬	
	収入金額総額	㊳			差引法人税割額 (⑦-⑧+⑨-⑩-⑪-⑫)	⑭	0.00
所得割	法第72条の2第1項第3号に掲げる事業				既に納付の確定した当期分 の法人税割額	⑮	0.00
	所得金額総額 別表5㉞	㊴			租税条約の実施に係る法人 税割額の控除額	⑯	
付加価値割	所得金額	㊵	0.00	0.00	この申告により納付すべき法人 税割額	⑰	0.00
	付加価値額総額	㊶			算定期間中において事務所等 を有していた月数	⑱	0.00
資本割	付加価値額	㊷	0.00	0.00	円× $\frac{⑰}{12}$	⑲	0.00
	資本金等の額総額	㊸			既に納付の確定した当期分 の均等割額	⑳	0.00
収入割	資本金等の額	㊹	0.00	0.00	この申告により納付すべき均 等割額 ⑲-⑳	㉑	0.00
	収入金額総額	㊺			この申告により納付すべき道 府県民税額 ⑱+㉑	㉒	0.00
付加価値割	収入金額	㊻	0.00	0.00	⑲のうち見込納付額	㉓	
	付加価値額	㊼			差引 ㉑-㉒	㉔	
資本割	法第72条の2第1項第4号に掲げる事業				特別区分の課税標準額	㉕	0.00
	資本金等の額総額	㊽			東海・北陸・近畿の3府県に 本店を置く	㉖	0.00
収入割	資本金等の額	㊾	0.00	0.00	同上に対する税額 ⑲×100	㉗	0.00
	収入金額総額	㊿			市町村分の課税標準額	㉘	0.00
収入割	収入金額	㊿	0.00	0.00	同上に対する税額 ⑲×100	㉙	0.00
	収入金額	㊿	0.00	0.00	法人税の期末現在の資本金等 の額	㉚	
合計事業税額(㉘又は㉙)+㉚+㉛+㉜+㉝+㉞+㉟+㊱+㊲+㊳+㊴+㊵+㊶+㊷+㊸+㊹+㊺+㊻+㊼+㊽+㊾+㊿				法人税の当期の確定税額	㉛		
事業税の特定寄附金税額控除額				決算確定の日	㉜		
差引事業税額 ㉛-㉜-㉝				解散の日	㉜		
租税条約の実施に係る事業税額の控除額				残余財産の最後の分配又は引渡しの日	㉜		
法人税の所得金額(法人税の明細書(別表4)の(52))				申告期限の延長の処分(承認)の有無	事業税 有・無 法人税 有・無		
法第15条の4の徴収猶予を受けようとする税額				法人税の申告書の種類	青色・その他		
還付請求中間納付額				この申告が中間申告の場合の計算期間	・		
				翌期の中間申告の要否	要・否		
				還付を受けようとする金融機関及び支払方法	銀行 支店		
				口座番号(普通・当座)			

(道府県民税)

署名 関与税理士

(電話)

		事業年度				法人名																		
(事業税)	法第72条の2第1項第1号又は第2号に掲げる事業										法第72条の2第1項第1号に掲げる事業の基準法人所得割額	⑦⑦	兆	十億	百万	千	円	00						
	所得割	⑥④	兆	十億	百万	千	円	00	付加価値割	⑥⑤	兆	十億	百万	千	円	00	同上に対する特別法人事業税額 (⑦⑦× / 100)	⑦⑧	兆	十億	百万	千	円	00
	資本割	⑥⑥						00	収入割	⑥⑦						00	法第72条の2第1項第2号に掲げる事業の基準法人収入割額	⑦⑨					00	
	法第72条の2第1項第3号に掲げる事業										同上に対する特別法人事業税額 (⑦⑨× / 100)	⑧①					00							
	⑥①の内訳	所得割	⑥⑧	兆	十億	百万	千	円	00	付加価値割	⑥⑨	兆	十億	百万	千	円	00	法第72条の2第1項第3号に掲げる事業の基準法人収入割額	⑧①					00
		資本割	⑦①					00	収入割	⑦②						00	同上に対する特別法人事業税額 (⑧①× / 100)	⑧②					00	
	法第72条の2第1項第4号に掲げる事業										法第72条の2第1項第4号に掲げる事業の基準法人収入割額	⑧③					00							
									付加価値割	⑦③	兆	十億	百万	千	円	00	同上に対する特別法人事業税額 (⑧③× / 100)	⑧④					00	
									資本割	⑦④	兆	十億	百万	千	円	00	収入割	⑦④						00
	⑥①のうち見込納付額								⑦⑤	差引		⑦⑥		⑦⑥ - ⑦⑤		合計特別法人事業税額 (⑦⑧+⑧①+⑧②+⑧④)	⑧⑤						00	
											仮装経理に基づく特別法人事業税の控除額	⑧⑥												
											差引特別法人事業税額 ⑧⑤ - ⑧⑥	⑧⑦					00							
											既に納付の確定した当期分の特別法人事業税額	⑧⑧					00							
											租税条約の実施に係る特別法人事業税額の控除額	⑧⑨												
											この申告により納付すべき特別法人事業税額 ⑧⑦ - ⑧⑧ - ⑧⑨	⑨①					00							
										⑨①のうち見込納付額	⑨②													
										差引 ⑨② - ⑨①	⑨③													